

## ○住民訴訟に関する結果の公表

令和4年7月8日、町を被告として提訴された住民訴訟について、裁判外での和解が成立し、令和6年7月11日、訴訟取下げとなりました。

1 事件名 令和4年（行ウ）第32号 損害賠償等請求事件

2 係属裁判所 千葉地方裁判所

3 当事者 原告 白子町民 A

被告 白子町長 石井和芳

補助参加人 B

補助参加人 C

4 事件の概要 町内で酒屋を営んでいたD（補助参加人Bの父）が、地方自治法等所定の使用許可を得ることなく、町の行政財産である役場庁舎等に自動販売機を設置し、その利用を継続するとともに、相続人であり白子町職員である補助参加人Bもその利用を継続したものであり、町は補助参加人Bに対して自動販売機の設置に係る使用料相当額の不当利得返還請求権を有していたが、請求をしていなかった。これらの事実により、白子町民である原告が、財産の管理を怠る事実があると主張して、町に対し、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき、補助参加人Bに対して使用料相当額及びこれに対する遅延損害金を請求することを求める訴え及びこれを看過した前町長Cに対し、不法行為に基づく損害賠償請求を求める訴えが提起された。

5 和解の概要 裁判所の関与のもと、次の内容で原告と和解の合意を得ました。

- (1) 補助参加人Bは、白子町に対して、不当利得返還債務として281万4634円並びにうち241万5716円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年5%の割合による遅

延損害金及びうち39万8918円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払義務あることを認める。

- (2) 補助参加人 B は、白子町に対し、前項の金員を令和6年7月8日限り支払う。
- (3) 原告、白子町及び補助参加人 B は、白子町と補助参加人 B との間には、本件について、今般の合意に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 補助参加人 B は、本人及びその父である D が、長年にわたり、使用料等を支払うことなく、白子町役場庁舎等に自動販売機を設置していたこと等について、遺憾の意を表明する。
- (5) 補助参加人 C は、第4項記載の行為に関し、当時の町長として使用料等を徴収しなかったこと等について、遺憾の意を表明する。
- (6) 白子町は、法律ないし条例等に従い適切に行政財産の管理等を行い、再発防止に努めることを表明する。
- (7) 原告は、補助参加人 B が、第1項の義務を、第2項の方法で履行したときは、本件訴えを取り下げ、白子町はこれに同意し、補助参加人はこれに異論を述べない。
- (8) 訴訟費用は、各自の負担とする

## 6 結果

町は、白子町財務規則において、適切な財産管理に務めなければならない旨定めているところ、本事案については、公有財産の管理が不適切であったため、住民からの監査請求があり、訴訟となったものです。

今後は、町所有の財産管理について、同様な事案が生じることのないよう法令等を遵守し、適正な管理を徹底します。